

上下水道料金等徴収事務委託、簡易水道料金等徴収事務委託及び井戸水使用世帯他下水道使用料徴収事務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、水道料金等徴収事務、市営水道給水区域下水道使用料徴収事務、簡易水道料金等徴収事務及び井戸水使用世帯他下水道使用料徴収事務（以下「徴収事務」という。）に関する業務について、民間の創意工夫及びノウハウを活用し、効率的かつ経済的にこれを実施するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価が高かった者（以下「受託候補者」という。）を選定し、その者に業務を委託するための必要な手続き等について定めるものとする。

2. 業務に関すること

（1）業務名称

- ア 上下水道料金等徴収事務委託
- イ 簡易水道料金等徴収事務委託
- ウ 井戸水使用世帯他下水道使用料徴収事務委託

（2）業務内容

上下水道料金等徴収事務委託、簡易水道料金等徴収事務委託及び井戸水使用世帯他下水道使用料徴収事務委託（以下「徴収事務委託」という。）の仕様書のとおり

（3）委託期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

（4）予定額

（3）の委託期間に対する各事務委託の予定額は下記のとおりとする。なお、業務提案書と併せて提出する見積書（以下「提案見積書」という。）に記載する金額は、下記の各事務委託の金額を超えてはならないものとし、超えた金額で提出された場合はその時点で失格とする。

ア 上下水道料金等徴収事務委託

988,350,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

（うち、水道事業分は 538,320,000 円（消費税及び地方消費税抜き）、下水道事業分は 450,030,000 円（消費税及び地方消費税抜き）を超えてはならないものとする。）

イ 簡易水道料金等徴収事務委託

33,500,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

ウ 井戸水使用世帯他下水道使用料徴収事務委託

15,330,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

3. 参加資格要件に関すること

本徴収事務委託のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

（1）資格

次の①から③の要件をすべて満たす者

- ① 令和 6・7 年度成田市入札参加資格者名簿に「委託」部門のうち「その他委託」として

登載されている者

- ② 本徴収事務委託の公告の日から契約締結の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定による指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名除外を受けていない者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - ア 電子交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本業務のプロポーザルを公表した日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

（2）受託体制

次の①から④の要件をすべて満たす者

- ① 2.（1）に示す徴収事務委託について、すべて同時に行うことができる者
- ② 2.（1）に示す徴収事務委託について、単体企業により行うことができる者
- ③ 委託期間初日の1か月前までに、事務所を開設できる者
（事務所開設場所については徴収事務委託の各仕様書による）
- ④ 委託期間初日の1か月前までに、徴収事務経験のある入社5年以上の正社員を業務監督責任者として1名配置できる者

（3）実績

次の①から②の要件をすべて満たす者

- ① 平成26年度以降に、給水人口7万人以上の水道事業者から水道使用契約等の受付から検針・水道料金等の調定、収納、電算業務等を含めた料金徴収に係る一連の業務（委託期間は継続して1年以上）を元請として受託し、完了した実績がある者。なお、給水区域の一部について、上記の業務を受託した場合は、受託した給水区域内の給水人口が7万人以上であれば、同等とみなす。
- ② 平成26年度以降に、水道使用契約等の受付から検針・水道料金等の調定、収納、電算業務等を含めた料金徴収に係る一連の業務の委託において、水道料金の収納金取扱事業者として、金融機関と直接、収納金の収納に関する契約をした実績がある者

（4）認証

情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の認証及びプライバシーマークの付与認定を受けている者

（5）賠償責任保険

業務上必要な範囲において、不測の事態に対応するための賠償責任保険に加入している者

4. 参加申込手続に関すること

- （1）プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、「プロポーザル参加申込書（様式第1号）」に次の関係書類を添付の上、提出期限までに提出するものとす

る。

(2) 添付する関係書類

① 業務受託実績調書（様式第2号）

- ・ 指定した様式により作成すること。
- ・ 受託実績は、すべて平成26年度以降（基準日：契約日）であるものとする。
- ・ 給水人口7万人以上の水道使用契約等の受付から検針・水道料金等の調定、収納、電算業務等を含めた料金徴収に係る一連の業務の委託を元請として受託し継続して1年以上の実績を必ず1件は記載すること（該当実績にはNo.欄の数字に○をすること）。
- ・ 契約期間1年以上の実績を記載すること。また、同一委託者の実績は1件までとする。
- ・ 千葉県内の実績は5件まで、千葉県外の実績は2件まで記載すること。
- ・ 給水人口は、万人単位とし、小数点第1位（2位以下切捨て）まで記載すること。
- ・ 上下併用有無の欄は、どちらか該当する方に○をすること。
- ・ 電算処理有無の欄は、どちらか該当する方に○をすること。
- ・ 次のアからウの要件に、より多く該当する実績から優先的に記載すること。
 - ア 給水人口7万人以上の料金等徴収業務の受託
 - イ 上下水道併用の事業区域で水道及び下水道について一体として受託
 - ウ 徴収事務及び電算処理を併せて受託

② ①で記載したすべての実績を証する契約書、仕様書等の写し

③ 3.（3）②にある金融機関との収納金の収納に関する契約の実績を証する書類の写し

④ 3.（4）にある情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の認証及びプライバシーマークの付与認定を受けていることを証する書類の写し

⑤ 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、会社組織、従業員数、就業規則（社員、嘱託、パート、検針員等）及び社歴等が確認できるもの

⑥ 自己資本比率計算書（様式第12号）

⑦ ⑥で記載した各事業年度の自己資本額及び総資本額を証する書類の写し

⑧ 3.（5）にある賠償保険の加入状況を証する書類の写し（保険証書の写し等）

(3) 提出期限

令和7年1月8日（水）午後5時まで（必着）

(4) 提出先

〒286-0012 千葉県成田市山口293番地1
成田市水道部業務課

(5) 提出方法

次のア、イいずれかの方法により提出すること。

ア 開庁日の8時30分から17時15分までに直接持参

イ 一般書留郵便又は簡易書留郵便による発送

※書留郵便以外の方法でも可とするが、書留郵便と同様に受取確認が必要であり追跡サービスのある方法に限る。

(6) 参加資格審査結果の通知

- ① 参加申込事業者からの提出書類を審査の上、「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第3号）」を発送する。また、資格確認審査結果が「合」とされた参加申込事業者には「プロポーザル参加要請書（様式第4号）」を併せて発送する。（参加要請書を受けた事業者を以下「参加事業者」という。）
- ② 参加資格がないと決定された者は、結果通知書の発送日の翌日から起算して7日以内に、参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができるものとする。当該書面の書式は自由とし、提出方法は持参又は郵送のいずれかとする。当該書面が提出された場合は、書面において回答するものとし、他の参加申込事業者に関する説明要求には応じないものとする。また、審査結果に対し異議申し立てはできないものとする。

5. 質疑回答に関すること

(1) 質問書の提出

本徴収事務委託のプロポーザル及び業務内容等について、「質問書（様式第5号）」により質問することができるものとする。

なお、次の方法以外による質問は受付しない。また、提出期限を過ぎてからの質問も受付しない。

① 提出期限

令和7年1月8日（水）午後5時まで（必着）

② 提出場所

〒286-0012 千葉県成田市山口 293 番地 1

成田市水道部業務課

③ 提出方法

次のア、イいずれかの方法により提出すること。

ア 開庁日の8時30分から17時15分までに直接持参

イ 一般書留郵便又は簡易書留郵便による発送

※書留郵便以外の方法でも可とするが、書留郵便と同様に受取確認が必要であり追跡サービスのある方法に限る。

また、書面での提出に併せて電子メールにて質問書のデータ（word ファイル）を提出すること。なお、電子メールの件名は【成田市上下水道料金等徴収事務委託他プロポーザル 質問書】とし、電子メールを送信した後、電話により確認連絡を行うこと。

（電子メールアドレスは「16. 連絡先及び提出先」に記載）

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和7年1月16日（木）までに電子メールにて全ての参加申込事業者（辞退者を除く。）に対し回答する。なお、質問に対する回答は、本要領、仕様書及びその他配付した提供資料の追加及び修正と見なす。

6. 業務提案書等の提出及び作成について

(1) 提出書類の作成方法等

① 業務提案書 <提出部数：15 部（代表者印を押印したものは1部、他は複写可）>

- ・業務提案書は、業務提案書記載事項一欄（別紙1）に基づき、「提案書に記載を求める事項」の順に作成すること。
- ・書式は任意とするが、原則 A4 サイズ（タテ）の用紙を用い、両面印刷とし目次及びページ番号を付けること（A3 サイズも可とするが提出の際は A4 サイズに折ること）。
- ・文字サイズは全て同じサイズにする必要はないが、概ね 11 ポイント程度とすること。
- ・業務提案書の1枚当たりの字数に制限は設けないが、枚数は両面 50 ページ（A4 サイズ 25 枚）までとし、プレゼンテーションの説明時間に見合う分量とすること。

② 提案見積書及び提案見積書内訳 <提出部数：各1部>

- ・提案見積書は次のものを提出すること。

ア 上下水道料金等徴収事務委託

（水道事業分、下水道事業分及び電話受付業務分それぞれの提案見積書及び提案見積書内訳も併せて提出すること。）

イ 簡易水道料金等徴収事務委託

ウ 井戸水使用世帯他下水道使用料徴収事務委託

エ ア、イ及びウの合計金額

※ ア、イ及びウ：それぞれの提案見積書及び提案見積書内訳をホチキス留め

エ：提案見積書のみで提案見積書内訳は不要

- ・すべての提案見積書に、社名・代表者名（委任している場合は受任者名）・代表者印（委任している場合は受任者印）を記名押印すること。
- ・基準事務量等の調定件数をもとに、委託期間（令和7年10月1日から令和12年9月30日まで）の見積金額とすること。
- ・消費税及び地方消費税は除くこと。また、消費税及び地方消費税を除いていることがわかるように明記すること。
- ・提案見積書内訳は、様式（様式第6号）を使用しなくてもよいが、記載されている項目については反映させること。また、内訳の根拠となった明細についてできる限り記載すること。

(2) 提出期限

令和7年1月22日（水）午後5時（必着）

(3) 提出場所

〒286-0012 千葉県成田市山口 293 番地 1

成田市水道部業務課

(4) 提出方法

開庁日の8時30分から17時15分までに直接持参すること。なお、提出期限経過後、提出書類の差替え及び追加提出はできないものとする。

(5) 業務提案書等の取扱

- ① 提出された業務提案書等は、一切返却しない。

- ② 提出された業務提案書等は、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- ③ 提出された業務提案書等は、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられることから、原則公開しない。

7. 審査方法に関すること

本徴収事務委託のプロポーザルの審査は、「上下水道料金等徴収事務委託、簡易水道料金等徴収事務委託及び井戸水使用世帯他下水道使用料徴収事務委託に係る公募型プロポーザル選定審査委員会」（以下「委員会」）を設置し、委員会が行う。

(1) 1次審査（書類審査）

参加事業者が4者以上のときは、提出書類による1次審査を行い、上位3者を選定する。
参加事業者が3者以下のときは、1次審査は実施せずに2次審査を行う。

① 審査方法

委員会において評価を行い、得点の高い3者を選定する。なお、評価の基準は公表しない。

② 結果通知

1次審査を実施した場合は、令和7年1月29日（水）までに結果の如何に関わらず、全ての参加事業者に対して、「プロポーザル1次審査（書類審査）結果通知書（様式第7号）」により通知を発送する。

なお、選定されなかった者は、結果通知書の発送日の翌日から起算して7日以内に限り、選定されなかった理由の説明を求める書面を提出することができるものとする。当該書面の書式は自由とし、提出方法は持参又は郵送のいずれかとする。当該書面が提出された場合は、当該参加事業者の評価点及び順位に限り書面において回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明要求には応じないものとする。また、審査結果に対し異議申し立てはできないものとする。

(2) 2次審査（書類審査及びプレゼンテーション）

参加事業者が4者以上のときは1次審査にて選定された者又は参加事業者が3者以下のときは全ての参加事業者（以下「1次審査通過者」という。）に対して、令和7年1月29日（水）までに、「プロポーザル2次審査（プレゼンテーション）の実施について（様式第8号）」により2次審査の詳細を通知する。

1次審査通過者は、提出した業務提案書に記載された提案内容について説明し、質疑応答を行うものとする。

① プレゼンテーションの実施概要

- ・日時及び場所：確定次第、通知する。
- ・当日の提出資料：プロポーザル2次審査（プレゼンテーション）出席者報告書（様式第9号）
- ・出席者人数：3名以内
説明員は徴収事務経験のある入社5年以上の正社員とする。
- ・説明時間：機器設置 5分
説 明 30分

質疑応答 20 分

機器撤去 5 分

・プレゼンテーションの方法

：自由形式とする。

電子機器の使用も可能とするが、必要な使用機器（パソコン、プロジェクター、スクリーン等）は、1 次審査通過者が用意するものとする。

・順番：業務提案書の提出順とする。

・その他：ア. 説明は、提出した業務提案書に記載した内容の順番に行うものとする。

イ. プレゼンテーションには委員会委員の他に、成田市水道部業務課及び工務課並びに成田市土木部下水道課の職員（以下「職員」という。）も同席することができ、かつ質問もできることとする。

ウ. 質疑応答については、1 次審査通過者による説明後、委員会委員又は同席した職員により質問し、その場での回答とする。

② 審査方法

委員会において、各委員が評価し、その得点を合計した委員全員の総合得点が最も高い者を受託候補者として選定する。また、2 者又は 3 者の総合得点が同点となった場合は、くじにより決定する。なお、評価の基準は公表しない。

③ 結果通知

審査結果については、令和 7 年 2 月下旬までに、結果の如何に関わらず、全ての 1 次審査通過者に対して、「プロポーザル 2 次審査（プレゼンテーション）結果通知書（様式第 10 号）」により通知する。

なお、選定されなかった者は、結果通知書の発送日の翌日から起算して 7 日以内に限り、選定されなかった理由の説明を求める書面を提出することができるものとする。当該書面の書式は自由とし、提出方法は持参又は郵送のいずれかとする。当該書面が提出された場合は、当該参加事業者の総合得点及び順位に限り書面において回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明要求には応じないものとする。また、審査結果に対し異議申し立てはできないものとする。

8. 辞退

4.（3）にある期日までに「プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）」を提出し、参加資格がないとの決定を受けた者以外の者で、辞退を希望する者は、受託候補者に選定されるまでに「プロポーザル辞退届（様式第 11 号）」を提出することとする。

なお、辞退した場合でも、これを理由として今後不利益な取扱いを行わない。

9. 受託候補者決定後の手続き

（1）委員会において選定した受託候補者と、業務提案書をもとに協議を行い、協議が整った場合は、原則として提案見積金額の範囲内で契約を締結する。ただし、業務提案書にある業務提案について、受託候補者による追加提案又は委託者による追加要望に対し協議が整った場合は、予定額の範囲内で契約を締結する。

(2) 受託候補者が契約締結までの間に、次に掲げる事項に該当した場合は、本徴収事務委託のプロポーザルにおける最高得点者の直近下位の1次審査通過者と協議を行うこととする。

- ① 協議が整わない等、合意に達しない場合
- ② 会社更生法又は民事再生法の適用の申請をする等、契約の履行が困難と認められる場合
- ③ 法令に違反する等、契約を締結することが適切でないと判断した場合

10. 契約

9. における協議により合意した受託候補者（以下「受託事業者」という。）と、2.（1）にある事務委託の契約をそれぞれ締結する。

11. 準備期間等

（1）準備期間

準備期間は、契約締結日翌日から令和7年9月30日までとする。

（2）準備期間における注意事項

受託事業者は、自己の責任において電算処理に係る設備及びシステム等の運用管理の準備（委託者へのシステム操作説明を含む）、検針員等の確保・研修等を行い、委託期間の初日である令和7年10月1日から滞りなく事務を遂行できるよう準備をするものとする。

12. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 2.（4）ア、イ及びウのそれぞれの予定額よりも提出された各提案見積書の金額がひとつでも超えている場合
- ② 提出物に虚偽の記載があった場合
- ③ 指定した期限までに書類を提出しなかった場合
- ④ 7.（2）のプレゼンテーションにおいて、欠席又は遅刻した場合
- ⑤ その他成田市水道部職員の指示に従わない場合

13. 企画・提案に瑕疵がある場合

本徴収事務委託のプロポーザルにおいて、参加申込事業者の提出書類又は参加資格等に瑕疵があることが判明した場合は、必要に応じて当該参加申込事業者にヒアリングを行い、その内容を委員会が審査し、その取扱いについて決定する。その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合がある。

14. 各関係法令等の遵守

参加申込事業者は、本徴収事務委託のプロポーザルへの参加により、本要領の内容を遵守することを誓約するものとみなす。また、参加申込事業者が各関係法令等に違反した場合は、「13. 企画・提案に瑕疵がある場合」に準じて取り扱うこととする。

15. その他

- (1) 事故又は不正な行為等、本徴収事務委託のプロポーザルの実施に重大な支障があると委員会が認めるときは、中止または実施スケジュールを変更する場合がある。
- (2) 業務提案書の作成及び提出に関する諸費用、その他一切の費用については、本徴収事務委託のプロポーザルに参加する事業者の負担とする。

16. 連絡先

成田市水道部業務課

〒286-0012 成田市山口 293 番地 1

電 話：0476-22-0269

F A X：0476-22-6122

Email：gyomu@city.narita.chiba.jp

附 則

1. この要領は、令和6年12月11日から施行する。
2. この要領は、委託契約の締結日をもって、その効力を失う。